



お知らせ
サークル活動や研修の会場をお探しの方へ
区内各施設の貸し会議室を
ご利用ください

区役所では、講堂・会議室の有料での貸し出しを行っています。また、区民センターなど区内各施設でも貸し会議室をご利用いただけます。



▲区役所3階講堂

なお、利用条件・料金等、詳しくは各施設にお問い合わせください。

施設名称	電話番号
天王寺区役所 (真法院町20-33)	☎6774-9938
天王寺区民センター (生玉寺町7-57)	☎6771-9981
大阪国際交流センター (上本町8-2-6)	☎6772-6729
クレオ大阪中央 (上汐5-6-25)	☎6770-7200
市立社会福祉センター (東高津町12-10)	☎6765-5641

問 事業戦略室(広聴広報)
☎6774-9683

**高等学校等への進学向け
奨学金等制度説明会**

各種奨学金制度の情報提供および就学支援金等の説明会・相談会です。

日時／8月29日(水) 14時～15時
場所／区民センター 2・3会議室
(生玉寺町7-57)

対象／中学校3年生の生徒および保護者等

費用／無料
申込／不要

問 教育委員会事務局
学校経営管理センター
10日まで

☎6575-4649
☎6575-5280
13日から

☎6115-7641
☎6115-8170

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の所得状況届及び現況届の提出について

保健福祉センターよりお知らせ
文書を送付しますので、特別児童扶養手当の認定を受けている方は「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方は「現況届」を提出してください。

提出期間／8月10日(金)～9月11日(火)
(土・日・祝日を除く)

問 保健福祉課(福祉サービス)
☎6774-9857

**外国籍のお子さんの保護者へ
「入学のご案内」を送付します**

平成31年4月に市立小・中学校への入学資格がある外国籍のお子さんの保護者へ、区役所から8月下旬に「入学のご案内」を送付します。

入学を希望する場合は、「入学のご案内」に付属する入学申請書を9月28日(金)までに、同封の返信用封筒で返送するか、区役所1階2番窓口にご持参ください。

10月以降も受け付けますが、通学区域校等で実施される就学時健康診断が受診できるよう、できる限り期間内に提出してください。

入学資格

● 小学校 平成24年(2012年)4月2日から平成25年(2013年)4月1日までに生まれた方

● 中学校 平成31年(2019年)3月に小学校卒業見込みの方

※転居等により案内が届かない場合は、お問い合わせください。

問 窓口サービス課(住民登録)
☎6774-9963

学校案内冊子等を送付します

学校選択制にかかると「学校案内冊子」と「学校選択制希望調査票」を区内在住の平成31年度小・中学校入学生に保護者に、8月下旬までに送付します。届かない場合は、お問い合わせください。

問 窓口サービス課(住民登録)
☎6774-9963

**児童扶養手当の現況届
手続きと8月以降の所得
制限限度額改定のお知らせ**

現在、児童扶養手当を受給している方に「お知らせ(現況届について)」を送付しますので、8月中に現況届を提出してください。

また、「児童扶養手当法施行令」の改正により、平成30年8月から児童扶養手当の所得制限限度額(全部支給)が改定されます。

平成30年度 所得制限限度額表

扶養親族等 人数	受給資格者本人			孤児等の養育者、 配偶者、 扶養義務者
	全部支給		一部支給	
	H30年7月まで	H30年8月以降		
0人	19万円	49万円	192万円	236万円
1人	57万円	87万円	230万円	274万円
2人	95万円	125万円	268万円	312万円
3人	133万円	163万円	306万円	350万円
4人	171万円	201万円	344万円	388万円
5人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算

※受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した「所得額」と右

表の限度額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

※孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得額が所得制限限度額以上の場合、受給資格者本人の所得にかかわらず、支給停止となります。

問 保健福祉課(福祉サービス)
☎6774-9857

**「国民健康保険料のための所得
申告書」の提出をお願いします**

前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

保険料の軽減・減免は、世帯全員の所得によって判定します。所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんので、税の申告が必要ない場合でも、所得の申告を行う必要があります。

なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯を対象に、「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけていますので、必ず提出をお願いします。

問 窓口サービス課(保険年金)
☎6774-9956

なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1 OCCAT5階
☎4397-2948(代表)
☎4397-2905

**個人市・府民税(普通徴収分)第2
期分の納期限は、8月31日(金)です**

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込Webでの申込みもできます(をぜひご利用ください)。

問 なんば市税事務所
(個人市民税担当)
☎4397-2953

今月の各種無料相談会

■ 日曜法律相談
日時／8月26日(日)
9時30分～13時30分
場所／都島区役所
(都島区中野町2-16-20)
此花区役所
(此花区春日北1-8-4)

対象／市内在住の方
定員／各16組(申込先着順)
相談時間／1組30分以内
予約受付日時／8月23日(木)、24日(金) 9時30分～12時
予約専用電話／6208-8805

問 大阪市コールセンター「なこわコール」
☎4301-7285
8時～21時(年中無休)

区役所で行う無料相談

対象／市内在住の方
相談時間／1組30分以内

	実施日	時間	受付
弁護士による 法律相談	7日(火)、8日(水)、 16日(木)、24日(金)	13:00～ 17:00	区役所6階 61番窓口
行政書士相談	22日(水)	13:00～ 16:00 ※受付は 15:30まで	区役所1階 エレベーター ホール前
司法書士相談	28日(火)		
税理士相談	15日(水)		
不動産相談	1日(水)、8日(水)		

※要予約(当日9:00から来庁または電話)
※定員8組、相談時間の指定はできません。
※9:00時点での来庁者を優先、来庁者が9組以上の場合は抽選。

※法律相談は他区でも実施しております、お問い合わせください。

問 事業戦略室(広聴広報)
☎6774-9683

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>